

2019 年度 外食業特定技能 1 号技能測定試験

第 3 回国内試験案内

外食業分野における特定技能測定試験の受験申込の際は、この試験案内に記載されている内容を確認して同意をしたうえで、「10. 受験申請フォームの入力の仕方」をよく読んで申請してください。

目 次

1. 試験の目的、受験資格者、試験言語及び実施方法	2
2. 試験実施日と試験会場と定員	3
3. 受験申請の手続き	4
4. 受験票の受け取り	6
5. 試験当日の注意事項	6
6. 合格基準・合格者発表	9
7. 合格証書	10
8. 合格の取り消し	10
9. 学習方法	10
10. 受験申請フォームの入力の仕方	12

2019年7月

(一社) 外国人食品産業技能評価機構

1. 試験の目的、受験資格者、試験言語及び実施方法

1. 試験の目的

この試験は、出入国管理及び難民認定法第2条の4第1項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、飲食物の調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るために行われます。

2. 受験資格者

以下のアからエの全てを満たす者とします。

ア. 試験日において、満17歳以上であること。

イ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ウ. 以下のいずれにも該当しないこと。

①退学・除籍処分となった留学生（自主退学を含む）

②失踪した技能実習生

③在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

④技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）

の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者。

・「技能実習」

・「研修」

・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

・「特定活動（インターンシップ）」

・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ. 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること。

(注意事項)

- 技能実習中の技能実習生は、「在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者」に該当するので、受験できません。

3. 試験言語

日本語。

4. 実施方法

ペーパーテスト方式（マークシート利用）。

2. 試験実施日と試験会場と定員

A①：金沢会場 9月6日(金) 13:30～15:00

試験会場 TKP金沢カンファレンスセンター

住 所 石川県金沢市上堤町1-33 アパ金沢ビル

定 員 110名

A②：金沢会場 9月6日(金) 9:30～11:00 (追加試験)

試験会場 TKP金沢カンファレンスセンター

住 所 石川県金沢市上堤町1-33 アパ金沢ビル

定 員 110名

B：高松会場 9月6日(金) 13:30～15:00

試験会場 サン・イレブン高松 4F

住 所 香川県高松市松福町2丁目15-24

定 員 160名

C：那覇会場 9月6日(金) 13:30～15:00

試験会場 沖縄大学

住 所 沖縄県那覇市国場555

定 員 260名(130名を260名に定員拡大)

(注意事項)

- 受験申請後に、試験会場を変更することはできません。
- 1人の受験者が、AからCの試験について複数の受験申請を行うことはできません。
- 試験会場には、当機構として駐車場の用意はありません。

3. 受験申請の手続き

1. 申請受付期間

2019年7月30日(火)から8月6日(火)の間の土曜日・日曜日を除く平日の10時から17時。

(土曜日及び日曜日は、受付を行っていません。)

2. 申請の手続き

申請は、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構(以下「機構」という。)のウェブサイトの受験申請のページから行ってください。

(注意事項)

- 会場の定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。
- 申請の内容は、変更できませんので、正確に登録してください。
- 申請受付期間を過ぎると、どのような理由があっても受付できませんので、申請受付期間を厳守してください。
- 1人の受験者から、「2. 試験実施日と試験会場と定員」に記載されたAからCの試験会場について複数の申請があった場合でも、試験会場は機構が指定した1箇所のみとし、指定された以外の試験会場(以下「指定外試験会場」といいます。)での受験はできません。指定外試験会場での受験のために受験料を払い込んでいるときでも、その指定外試験会場での受験が認められることはなく、その指定外試験会場での受験のために払い込まれた受験料も返金されません。なお、機構が指定した試験会場は、受験者が変更を希望しても、変更されません。
- 複数の試験会場で受験したことが判明したときは、すべての受験を「不正行為」によるものとして、複数の受験の全部又は一部に合格していたときでも、すべての合格が取り消されます。

3. 試験タイプの選択

外食業技能測定試験では、問題用紙は同じですが、配点が異なる次の3試験タイプがあります。受験申請では、選択する試験タイプを決めてください。どの試験タイプでも受験料は同じです。

試験当日に、受験申請の時に登録した試験タイプを解答用紙に転記していただきます。実際の採点は解答用紙の記入に基づき行われますので、間違いのないよう注意してください(解答用紙のマークシートの塗り忘れ等の場合には、「Aタイプ」とみなします。)

Aタイプ：標準的な配点です。

Bタイプ：「飲食物調理」の問題の配点を高くし、そのかわり「接客全般」の問題の配点が低くなっています(問題数は変わりません。)

Cタイプ：「接客全般」の問題の配点を高くし、そのかわり「飲食物調理」の問題の配点が低くなっています(問題数は変わりません。)

4. 身体に障がいのある方への特別措置（※受験申請の時に申込が必要です。）

身体に障がいがある受験者には、特別対応（可能な限り会場設備や受験方法に配慮した方法）を行っております。受験申請受付期間内に書類等の提出をしていただく必要があるため、受験申請時に特別対応の申込をしてください。

（注意事項）

- 聴覚障がいの方で補聴器を使用する場合や、会場に用意されている筆記用具以外の用具の持ち込みなどを希望される方も、特別対応の申込が必要です。
- 申し出の内容によっては、対応できない場合もあるので、あらかじめ了承願います。
- 申し込んでも機構が許可しない場合は、特別対応による受験は認められません。

5. 受験料

7,000円

6. 受験料の支払い方法

2の受験申請受付後、申請内容に問題がなければ、機構から振込用紙を受験申請時に登録した住所に送付しますので、8月23日（金）までに振込用紙に記載された指定のコンビニエンスストアから振り込んでください。

なお、振込用紙は、8月23日（金）を過ぎると使用できなくなりますので、注意してください。

（注意事項）

- 受験料を期限内に振り込み終えた時点で受験申請が完了したことになります。期限内に受験料を振り込まなかった場合は、受験票が送付されませんので、受験できません。
- 支払われた受験料は、次に掲げる場合を除き、返金しません。
 - ・機構の責めに帰すべき事由により試験を実施できない場合
 - ・自然災害等により、試験を実施できないと機構が決定した場合（代替の試験が実施された場合を除く）試験が実施されるか否かは、機構のウェブサイトを確認してください。

7. 個人情報の取扱いについて

試験の実施に当たり取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に従い、適切に取り扱います。

4. 受験票の受け取り

受験票は、上記6による受験料の振込みを確認後、「受験票の連絡」を受験申請の時に登録した第1電子メールアドレス（第2電子メールアドレスを入力された場合は、第2電子メールアドレスを含む。）宛に送りますので、記載の手順に従い、受験票をダウンロードしてください。その際、電子メールに記載された受付番号と登録時に入力した在留カードまたはパスポートの番号の入力が必要となります。

また、受験のときには、必ず受験票を印刷して試験会場に持参してください。

(注意事項)

- 受験票を受け取ったら、すぐに名前などが正しく表記されているかを確認してください。受験票の記載事項に誤りがあったときは、すぐに機構へ訂正を申し出てください。
- 受験票の再発行はできません。合否通知が届くまで大切に保管し、紛失しないように注意してください。

5. 試験当日の注意事項

1. 受付開始時間

<試験会場A①・B・C> 12:30（13:10までに着席してください。）

<試験会場A②> 8:30（9:10までに着席してください。）

(注意事項)

- 受験申請フォームの入力の時に使用した「在留カード」又は「パスポート」を必ず持参してください。持参されない場合は、本人確認が出来ないので、受験できません。

2. 試験開始時間

<試験会場A①・B・C> 13:30

<試験会場A②> 9:30

(注意事項)

- 試験開始後の入室は一切認めません。

3. 試験問題 45問

4. 試験時間 90分間

(注意事項)

- 受験者は、試験開始20分前までに受験票の番号と同じ番号の席に座ってください。
- 試験会場では、監督員の指示に従って行動してください。指示に従わない場合は、不正行為と同様に対処することがあります。
- 天候等の影響により交通機関が遅延することがありますので、試験当日は時間に余裕を持って試験会場に到着するようにしてください。
- 電卓は使用できません。
- 時計は試験会場に設置されています。
- 筆記用具（黒鉛筆又はシャープペンシル及び消しゴム）は試験会場に用意されています。用意されている筆記用具以外のものを使用しないでください。書き直すときは、消しゴムできれいに消してください。解答用紙を汚くしたり、折ったりしないでください。マークシートが正しく読み取れないおそれがあります。正しく読み取れない場合は、採点されません。また、筆記用具は持ち帰らないでください。

5. 試験開始前の注意事項

- 試験開始後、30分間は退室できません。また、試験終了前、5分間も退室できません。
- 受験票は、机上の番号の横に置いて下さい。
- 携帯電話等の通信機器及び電子機器類は、試験会場から退室するまで、必ず電源を切った上で、バッグ等にしまい開封口を閉めてください。携帯電話等の通信機器については、事前に電源を切る方法を確認しておいてください。
- 時計も、アラームなどの音がしないようにしてバッグ等にしまい開封口を閉めてください。机上に置くこと及び身につけたまま受験することはできません。また、携帯電話等を時計として使用することもできません。試験時間中に音が鳴った時は、不正行為と同様に対処することがあります。
- 机上には、受験票と筆記用具のほかに置くことはできません。その他のものはバッグ等にしまい開封口を閉めて足元に置いて下さい。
- 監督員が合図をするまで、配布された用紙に手を触れてはいけません。

6. 試験時間中の注意事項

- 試験中のトイレ退室は、その時点で試験終了となりますので、試験開始時間前にトイレを必ず済ませて下さい。
- 問題の内容に関する質問に答えることはできません。
- 試験時間中に体調不良などのやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督員に申し出て指示に従って下さい。
- 不正行為があった場合には、直ちに退室を命じます。

- 試験中に退室する場合は、試験の注意事項説明書、マークシートの記入説明書、問題用紙、解答用紙及び筆記用具を監督員に渡して、監督員の了解を得てから退室してください。問題用紙等を持ち帰ることはできません。
- 試験終了後、監督員が、試験の注意事項説明書、マークシートの記入説明書、問題用紙、解答用紙及び筆記用具の回収が終わり、指示を行うまでは席を立たないで下さい。
- 試験時間中、試験会場内での帽子やサングラスの着用は、本人確認が困難になるので認めません。また、耳栓の使用も認めません。
- 風邪等の場合にはマスクを着用することは可能ですが、監督員が本人確認を行う場合、あるいは監督員が求めた場合には外してください。
- 途中退室した場合、再入室はできません。また、途中退室後、試験会場に隣接した廊下等での雑談は行わないでください。
- 試験の開始前及び試験中を問わず、受験票、試験の注意事項説明書及びマークシートの記入説明書に文字や数字などを書き込むことは認められません。

7. 試験会場での注意事項

- 試験会場での写真・動画等の撮影は禁止です。
- 喫煙は所定の場所を厳守してください。
- 試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないで下さい。また、試験会場の備品等には触らないでください。
- 試験会場には付き添いや子供のための控室はありません。試験会場には、受験者以外の人が入ることはできません。
- 試験当日は、受験者への電話等による呼び出し・伝言はできません。
- 受験票は、試験終了後に持ち帰り、合否通知が届くまで大切に保管してください。

8. 不正行為

(1) 次のことをすると受験の中止及び退室を命じることがあります。その場合は、採点されません。

- ・ 試験開始前に問題用紙を開いたり、解答を開始したとき。
- ・ 試験中に許可なくしゃべったとき。
- ・ 試験中に「他の人に答えを教える」「合図を送る」「他の人から答えを教えてもらう」「他の人の解答用紙を見る」などの行為を行ったとき。
- ・ 他の人の解答用紙に解答したとき、他の人と問題用紙又は解答用紙を交換したとき。
- ・ 試験中にカンニングペーパーや参考書を見たり、携帯電話やスマートフォンを使用するなどの行為をしたとき。
- ・ 服や体に数字や文字などが書いてあったとき。

- ・受験票、試験の注意事項説明書及びマークシートの記入説明書に文字や数字などの書込みが行われていたとき。
- ・問題用紙や答案用紙を室外に持ち出したとき。
- ・他の受験者の迷惑になるような行為をし、監督員の注意に従わないとき。
- ・監督員が「やめてください」と言った後も、解答をやめなかったとき。また、監督員が解答用紙を集めているときに渡さないとき。
- ・監督員が「試験会場から出てもいいです。」と言う前に試験会場を退出したとき。

(2) 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができない様にする場合があります。

(3) 機構は、不正行為を行ったことを原因として受験者が受けるいかなる不利益や不都合に対しても、いかなる責任や義務等を負うものではありません。

6. 合格基準・合格者発表

1. 合格基準

合格は、満点の65%以上です。

2. 合格者発表

2019年9月中旬に機構のウェブサイトで合格者の受験番号を発表します。また、受験者全員に受験申請の時に登録した第1電子メールアドレス（第2電子メールアドレスを入力した場合は、第2電子メールアドレスを含む。）宛に合否をメールで連絡します。

(注意事項)

- 試験合格者で合格証書が届かない場合は、受験者本人が電子メールにて機構まで問い合わせください。
- 合否及び採点、試験問題の内容、正解と配点等に関する問い合わせには一切応じられません。

7. 合格証書

1. 合格証書の送付

合格者には合格証書を、2019年9月下旬に、受験申請の時に登録した住所へ発送します。

2. 合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、合格証書の発行日から10年後です。

(注意事項)

- 合格証書は、日本の在留資格変更の申請に必要です。無くさないように大切に保管してください。
- 受験申請の時に登録した住所に変更があった場合には、機構まで電子メールで連絡してください。
- 合格証書の再発行は1回に限って行います。ただし、合格証書の有効期限内に申請があった場合に限りです。再発行を必要とする方は、合格者本人が下記問い合わせ先まで電子メールで連絡して下さい。再発行の場合の合格証書の送付先は、登録した住所へ送付します。

8. 合格の取り消し

試験に関して、次に掲げる不正行為が合格証書交付後に判明した場合には、機構は、当該不正行為を行った者に対して、合格取消通知書を発出してその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還してもらいます。

- ①試験の問題等秘密事項等について試験関係者に対し情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ②受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③その他受験に関して不正があったとき

9. 学習方法

受験者の学習のためのテキストが、一般社団法人日本フードサービス協会のウェブサイト (<https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/>) に公開されていますので、参考にしてください。

<問い合わせ先>

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

東京都千代田区麴町3-5 麴町シルクビル1階

TEL : 03-6272-6135

URL : <https://otaff.or.jp>

E-mail : tokutei@otaff.or.jp

公益社団法人 国際人材革新機構

東京都港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル5階

TEL : 03-6809-4661 (相談窓口)

10. 受験申請フォームの入力の仕方

1. 名前の記入

英語表記（アルファベット表記）で正確に入力してください。

（注意事項）

- 名前のつづりは、「在留カード」と同じつづりで入力してください。スペース（空白）も同じように入れてください。「姓」と「ミドルネーム」と「名」の間にはスペース（空白）を入れてください。
- 過去に日本国に中長期在留者として在留した経験を有する者にあつては、在留していた時に所持していた「在留カード」又は「パスポート」と同じつづりで入力してください。

2. 生年月日

西暦で、年・月・日の順で入力してください。アラビア数字を使用してください。

（注意事項）

- 数字（アラビア数字）の記入例（2019年7月1日の場合）

2	0	1	9	0	7	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---

3. 性別

性別を□にチェック（）してください。

4. 国籍

プルダウンして自身の国名を選択してください。

5. 住所

郵便物を確実に受け取ることができる日本国内の住所を入力してください。代理人や学校・会社の住所でも構いませんので、確実に受け取ることができる日本国内の住所を入力してください。代理人や学校・会社等の住所の場合は、代理人や学校・会社の名前も入力してください。

（注意事項）

- 住所は、丁目や番地、アパートの名前や部屋番号も正確に入力してください。
- 郵便受けや表札にあなたの名前がない場合、あなたが住んでいることを確認できないので、受験料の振込用紙や合格証書が届かないことがあります。

- 他の人の家に住んでいる場合は、その家の住所に加えて、「〇〇〇様方」と入力してください。学校・会社等の場合は、学校・会社等の住所に加えて「学校名・会社名」を入力してください。
- 引越しをするときは、引越し後のあなたの手元に届くような手続きをしてください。また、機構まで電子メールで住所変更の連絡をしてください。
- 上記のような理由で合格証書が届かない場合、再発送には別に料金がかかります。受験申請フォームを送信する前に、もう一度、住所等を確認してください。

6. 電話番号

番号は、数字のみ（ハイフンなし）を左詰で入力してください。

<記入例>

090-1111-2222の場合

0	9	0	1	1	1	1	2	2	2	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7. 電子メールアドレス

- (1) 第1電子メールアドレスは、機構が、受験申請者に、直接、受験票や可否の通知、払込の連絡等を行うためのものです。受験申請者が、自分で自由にアクセスできる電子メールアドレスを入力してください。この電子メールアドレスは必ず入力してください。
- (2) 第2電子メールアドレスは、受験申請者が、自分の代わりに、機構からの受験票や可否の通知、払込の連絡等を受信する者（以下「代行者」といいます。）を決めているときに、その代行者の電子メールアドレスを入力してください。
代行者のいない受験申請者は、第2電子メールアドレスの入力をしないでください。第2電子メールアドレスを入力しますと、次の取り扱いを承諾したことになります。
 - 第2電子メールアドレスを入力しますと、機構からの受験票や可否の通知、払込の連絡等は第2電子メールアドレスにも送信されます。
 - 第2電子メールアドレスを入力しますと、代行者の行った受信及び受信情報の処理に不備や過誤があったとしても、それらを理由に、機構からの受験票や可否の通知、払込の連絡等の存否やその効力を争うことができません。

(注意事項)

- 電子メールアドレスは、パソコン用でも携帯電話用でも構いません。
- 正確に入力してください。
- 左詰めで入力してください。

<記入例>

taro@otaff.or.jp の場合

t	a	r	o	@	o	t	a	f	f	.	o	r	.	j	p		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

8. 受験資格者の確認

以下のアからエの全てを満たす者とします。

ア. 試験日において、満17歳以上であること。

イ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

ウ. 以下のいずれにも該当しないこと。

①退学・除籍処分となった留学生（自主退学を含む）

②失踪した技能実習生

③在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

④技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者。

・「技能実習」

・「研修」

・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

・「特定活動（インターンシップ）」

・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ. 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること。

9. 試験の試験タイプ

受験する試験の試験タイプの□にチェック（☑）してください。

A試験タイプ：標準的な配点です。

B試験タイプ：「飲食物調理」の問題の配点を高くし、その代り「接客全般」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

C試験タイプ：「接客全般」の問題の配点を高くし、その代り「飲食物調理」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

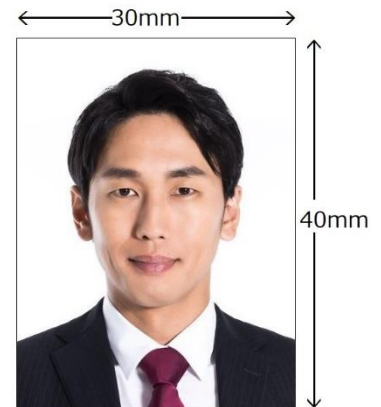
10. 希望する試験会場

試験案内の「2. 試験実施日と試験会場と定員」をよく読んでうえで、希望する会場を1つに限り選択してください。

11. 顔写真

次の要件を満たす写真を JPEG 形式（1メガバイト以下）にして、決められた場所に貼ってください。要件を満たしていない場合は、受験申請を受け付けないことがあります。

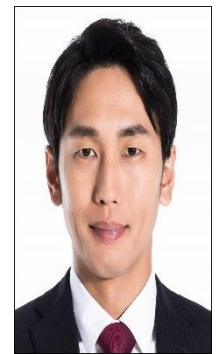
- ①大きさ：縦40mm×横30mmの大きさのもの。
- ②6月以内に撮影したもの
- ③脱帽して正面を向いたもの
(実際の受験のときにメガネを使用する場合は、メガネを着用して撮影して下さい。)
- ④背景が無地のもの
- ⑤明瞭なもの



(注意事項)

■ 次の写真は使用できません。

- ✗ 縦40mm×横30mmよりも小さく、縦横のバランスが崩れているもの
(例：横幅が足りず縦に細長いもの、縦の長さが足りず横に長いもの)
- ✗ 背景があるもの
- ✗ 不鮮明なもの(暗いもの)
- ✗ 目を閉じている、視線を外しているもの
- ✗ 帽子をかぶっているもの
- ✗ サングラスをかけているもの
- ✗ 他の人と一緒に写っているもの
- ✗ 顔が小さすぎるもの、大きすぎるもの、顔の一部が切れているもの
- ✗ 写真を撮影したもの





✕サングラスをかけている ✕他の人と写っている ✕顔の一部が切れている ✕写真を撮影している

12. IDカード等の番号

「在留カード」又は「パスポート」の番号を正確に入力してください（左から詰めて記入してください）。入力に使用した「在留カード」又は「パスポート」は、試験会場の受付で確認しますので、試験当日に必ず持参してください。

13. 個人情報の取扱い

2019年度外食業特定技能1号技能測定試験第3回国内試験案内の3-7に定める個人情報の取扱いについて同意する場合は、□にチェック（☑）してください。

14. 受験の特別対応の有無（「有」の場合は、特別対応の内容を書いてください。）